

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

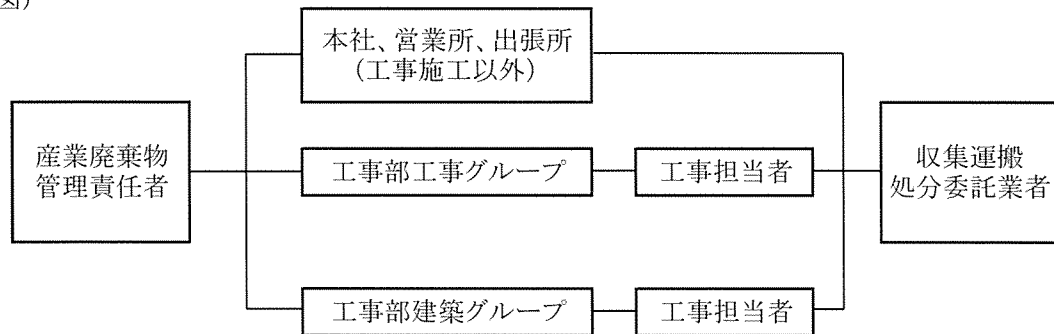
(第1面)

産業廃棄物処理計画書										
令和 7 年 6 月 27 日										
福島県知事 内堀 雅雄 殿										
	提出者 住 所 福島県双葉郡双葉町大字長塚字町48番地 氏 名 田 中 建 設 株 式 会 社 代表取締役社長 木下弘行 電話番号 0240-33-3111									
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。										
事業場の名称	田中建設株式会社									
事業場の所在地	福島県双葉郡双葉町大字長塚字町48番地									
計画期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで									
当該事業場において現に行っている事業に関する事項										
① 事業の種類	大分類: D 建設業 中分類: 06 総合工事業									
② 事業の規模	資本金 7,200万円 完成工事高 75億円(令和6年度現在)									
③ 従業員数	68人(令和7年3月現在)									
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	【基本的な流れ】 <table><tr><td>(搬出)</td><td>本社・営業所・出張所</td><td>各工事現場</td></tr><tr><td>(運搬)</td><td colspan="2">収集運搬業者 または 自社運搬</td></tr><tr><td>(処理)</td><td>再生処理業者</td><td>最終処分業者</td></tr></table>	(搬出)	本社・営業所・出張所	各工事現場	(運搬)	収集運搬業者 または 自社運搬		(処理)	再生処理業者	最終処分業者
(搬出)	本社・営業所・出張所	各工事現場								
(運搬)	収集運搬業者 または 自社運搬									
(処理)	再生処理業者	最終処分業者								

(日本工業規格 A列4番)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の処排出の抑制に関する事項

【前年度（ 6 年度）実績】

① 現 状	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類	紙くず	木くず	金属くず	ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず	がれき類、アスコンがら	がれき類、コンクリートがら
	排 出 量	3.20 t	99.68 t	0.34 t	47.61 t	1.06 t	20.14 t	815.58 t	1,712.51 t
	産業廃棄物の種類	その他の混合廃棄物(管理型含む)							
	排 出 量	3.83 t	t	t	t	t	t	t	t

(これまでに実施した取組)

- ・余剰資材が出ないように発注した。
- ・排出する際、再生資源化施設の活用に努めた。
- ・資材搬入時に使用したパレットを搬入業者へ返却し再利用した。

【目 標】

② 計 画	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類	紙くず	木くず	金属くず	ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず	がれき類、アスコンがら	がれき類、コンクリートがら
	排 出 量	3.00 t	90.00 t	1.00 t	40.00 t	1.00 t	10.00 t	800.00 t	1,700.00 t
	産業廃棄物の種類	その他の混合廃棄物(管理型含む)							
	排 出 量	3.00 t	t	t	t	t	t	t	t

(今後実施する予定の計画)

- ・施工前に明らかに過剰設計と思われる場合は、発注者と協議し、最適設計に変更する。
- ・現状の取組みに加え、梱包材の簡素化を行う。
- ・効率的な再生資源活用に努めるとともに、再生資源化施設の活用に努める。

産業廃棄物の分別に関する事項

(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

① 現 状	・金属くず、廃プラスチック類、木くず、がれき類、廃石膏ボードの排出時点での分別を現場に指導している。 ・産業廃棄物保管場所について、所定の標識板を設置するよう指導している。
② 計 画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・土木、建築工事に関わらず、現場事務所には分別かごの設置を義務付ける。 ・現場パトロール時に確認する。 ・作業員に朝礼やミーティングで説明し、間違った廃棄物が混ざっていたらその都度、修正、指導する。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

【前年度（ 6 年度）実績】									
① 現 状	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類	紙くず	木くず	金属くず	ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず	がれき類、アスコンがら	がれき類、コンクリートがら
	排 出 量	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t
	産業廃棄物の種類	その他の混合廃棄物(管理型含む)							
	排 出 量	0.00 t	t	t	t	t	t	t	t
(これまでに実施した取組)									
・特になし									
【目 標】									
② 計 画	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類	紙くず	木くず	金属くず	ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず	がれき類、アスコンがら	がれき類、コンクリートがら
	排 出 量	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t
	産業廃棄物の種類	その他の混合廃棄物(管理型含む)							
	排 出 量	0.00 t	t	t	t	t	t	t	t
(今後実施する予定の計画)									
・予定なし									

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

【前年度（ 6 年度）実績】									
① 現 状	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類	紙くず	木くず	金属くず	ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず	がれき類、アスコンがら	がれき類、コンクリートがら
	排 出 量	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t
	産業廃棄物の種類	その他の混合廃棄物(管理型含む)							
	排 出 量	0.00 t	t	t	t	t	t	t	t
(これまでに実施した取組)									
・特になし									
【目 標】									
② 計 画	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類	紙くず	木くず	金属くず	ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず	がれき類、アスコンがら	がれき類、コンクリートがら
	排 出 量	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t
	産業廃棄物の種類	その他の混合廃棄物(管理型含む)							
	排 出 量	0.00 t	t	t	t	t	t	t	t
(今後実施する予定の計画)									
・予定なし									

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

① 現 状	【前年度（ 6 年度）実績】								
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類	紙くず	木くず	金属くず	ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず	がれき類、アスコンがら	がれき類、コンクリートがら
	排 出 量	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t
	産業廃棄物の種類	その他の混合廃棄物(管理型含む)							
	排 出 量	0.00 t	t	t	t	t	t	t	t
(これまでに実施した取組)									
・特になし									
② 計 画	【目 標】								
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類	紙くず	木くず	金属くず	ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず	がれき類、アスコンがら	がれき類、コンクリートがら
	排 出 量	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t
	産業廃棄物の種類	その他の混合廃棄物(管理型含む)							
	排 出 量	0.00 t	t	t	t	t	t	t	t
(今後実施する予定の計画)									
・予定なし									

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

[illegible]

②
計
画

【目標】

産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類	紙くず	木くず	金属くず	ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず	がれき類、アスコンがら	がれき類、コンクリートがら
全 処 理 委 託 量	3.00 t	90.00 t	1.00 t	40.00 t	1.00 t	10.00 t	800.00 t	1,700.00 t
優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t
再生利用業者への 処 理 委 託 量	3.00 t	90.00 t	1.00 t	40.00 t	1.00 t	10.00 t	800.00 t	1,700.00 t
認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t
認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t
産業廃棄物の種類	その他の混合廃棄物(管理型含む)							
全 処 理 委 託 量	3.00 t	t	t	t	t	t	t	t
優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	0.00 t	t	t	t	t	t	t	t
再生利用業者への 処 理 委 託 量	3.00 t	t	t	t	t	t	t	t
認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	0.00 t	t	t	t	t	t	t	t
認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	0.00 t	t	t	t	t	t	t	t
(今後実施する予定の取組)								
・昨年、電子マニフェストを導入し一部運用を開始した。運用拡大とともに円滑に進められるよう努める。 ・引き続き再生利用業者に処理委託するとともに、優良認定処理業者の選定にも努める。 ・処理業者と委託契約時には事前に現地を確認し、委託後は定期的な確認を行う。								
※事務処理欄								

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場毎に1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。